

① 特定外国子会社等に係る課税対象金額の計算に関する明細書

(年分)

氏名

【注意】この明細書の各欄中金額を記載するものにあつては、その金額に係る通貨の単位を表示してください。

(平成30年分以降用)

特 定 外 国 子 会 社 等 の 状 況									
名 称	1		主 たる 事 業	4					
本店たるの所在 又は主たる事務所	国名又は地域名	2	所得に対する租税の負担割合 (付表1「22」又は「23」)	5					%
	所在地	3	事業年度	6					・ ・
適 用 除 外 の 判 定									
事業基準	特定事業を主たる事業とする 特定外国子会社等の該当・非該当	7	非 関 連 者 基 準	対象取引の種類	10				
				対象取引に係る収入金額 又は支出金額	11				
実体基準	本店又は主たる事務所の所在 する国又は地域における固定 施設の有無及びその内容	8	基 準	(11)のうち非関連者取引に 係る収入金額又は支出金額	12				
				非関連者取引割合 $\frac{(12)}{(11)}$	13				%
管理基準 支配	本店又は主たる事務所の所在 する国又は地域における事業 の管理、支配及び運営の状況	9	所 在 地 国 基 準	本店又は主たる事務所の 所在する国又は地域に おける事業活動の状況	14				
株式等の保有又は卸売業を主たる事業とする統括会社の該当・非該当				15					
平成29年旧措置法第40条の4第3項の適用の有無				16					
課 税 対 象 金 額 の 計 算									
所得計算上の適用法令		17	基 準 所 得 金 額 (18) + (22) - (27)		28				
当期の利益若しくは 欠損の額又は所得金額		18	繰越欠損金の当期控除額 (付表1「29の計」)		29				
加 算	損金の額に算入した 法人所得税の額	19	当期中に納付することとなる 法人所得税の額		30				
		20	当期中に還付を受けることとなる 法人所得税の額		31				
	小 計	22							
減 算	益金の額に算入した 法人所得税の還付額	23	適 用 対 象 金 額 (28) - (29) - (30) + (31)		32				
	控除対象配当等の額	24	調 整 金 額		33				
		25	課 税 対 象 金 額 ((32) - (33)) × 付表1「27」の「本人」の欄		34				
	小 計	27							
平成29年旧措置法第40条の4第1項の適用を受ける課税対象金額				35					(円)

特定外国子会社等に係る課税対象金額の計算に関する明細書

- 1 この明細書は、平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第40条の4第1項に規定する特定外国子会社等（以下「特定外国子会社等」といいます。）の株式等を有する居住者が平成29年旧措置法第40条の4第1項又は第3項から第5項まで（居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 各欄中金額を記載するものにあつては、「平成29年旧措置法第40条の4第1項の規定の適用を受ける課税対象金額35」の括弧書きを除き、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 3 「所得に対する租税の負担割合5」は、「②特定外国子会社等の判定に関する明細書（付表1）」の「22」又は「23」の割合又は税率を記載します。
- 4 居住者が卸売業を主たる事業とする平成29年改正前の措置法令（以下「平成29年旧措置法令」といいます。）第25条の22第4項（特定外国子会社等の事業の判定等）に規定する統括会社に該当する平成29年旧措置法第40条の4第1項に規定する特定外国子会社等の同項に規定する適用対象金額につき同条第3項の規定の適用を受ける場合は、次により記載してください。
 - (1) 「11」及び「12」は記載を要しません。
 - (2) 「非関連者取引割合 $\frac{(12)}{(11)}$ 13」は、「③統括会社及び被統括会社の状況等に関する明細書（付表2）」の「43」の割合を記載します。
- 5 「適用除外の判定」の「7」から「15」までの各欄は、特定外国子会社等が平成29年旧措置法第40条の4第3項の規定の適用があるかどうかの判定を行うために記載し、その判定の結果を「16」に表示します。
- 6 「当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額18」には、特定外国子会社等に係る平成29年旧措置法令第39条の15第1項第1号又は第25条の20第2項（特定外国子会社等の適用対象金額の計算）の規定により計算した所得の金額又は欠損の金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 7 「控除対象配当等の額24」は、平成29年旧措置法令第25条の20第3項に規定する控除対象配当等の額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 8 「繰越欠損金の当期控除額29」は、「28」の金額を限度として記載します。なお、その金額は「②特定外国子会社等の判定に関する明細書（付表1）」の「当期控除額29」の「計」の金額と一致します。
- 9 「調整金額33」は、平成29年旧措置法令第25条の20第4項第1号に規定する調整金額を記載します。
- 10 「課税対象金額34」は、「適用対象金額32」から「調整金額33」を控除した残額に「②特定外国子会社等の判定に関する明細書（付表1）」の「27」の「本人」の欄の割合を乗じた金額を記載します。
- 11 居住者が平成29年旧措置法第40条の7（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。